

第13回 ごみ処理センター建設適地選定委員会議事録 抄録

平成19年5月15日(火)午後1時30分～ 津山市役所 2階 202会議室

- 出席者委員 : 委員長 花村哲也(学識) ・ 副委員長 森住明弘(学識)
(13名) 土屋 充(学識) ・ 山田正昭(学識)
岡本英二(地域代表;美咲) ・ 岡本良市(地域代表;勝央)
神原吉男(地域代表;西栗倉) ・ 坂本道治(地域代表;津山)
中村一富(地域代表;美作) ・ 松原 晃(地域代表;奈義)
山崎克己(地域代表;鏡野)
安東伸昭(公募) ・ 浦島文男(公募)
- 事務局 : 福井副市長、吉田室長・仁木参与・上高参事・山口参事・西村主任
美作県民局
津山市、美作市、勝央町、奈義町、鏡野町、美咲町

事務局;開会

委員長;あいさつ。

事務局;報告事項として、前回委員会議事録抄録を説明。

委員長;報告について承認いただけるか。

(よろしい)

続いてその他の報告をお願いする。

事務局;二次選定による選定洩れの地域からの申し入れについて報告する。

広野地区からの申し入れだが、4月25日の委員会での選定洩れを受け、4月26日に地元代表者の方から、3月20日付連絡文書を受け、まちづくり構想等を調整していた矢先に一方的に選定洩れというのは騙されたと感じていると抗議があった。これは文書に対する誤解であり、3月20日付文書については今後選定が進んだ段階で、土地・まちづくり構想に関するお願いが時間を必要するので、あらかじめお知らせしたものであったと説明し、文書についてご理解をいただいたと考えていた。併せて、事務局よりの連絡が充分でなかったという指摘もあったが、7地域の代表者に対して連絡させていただいている旨説明した。以上の内容について、提出資料のように文書にて5月1日付で改めて再評価の申立があったので報告する。なお、各委員宛の封書を配付しているので、ご確認いただきたい。

続いて、福岡地区からの申し入れだが、4月25日の委員会での選定洩れを受け、4月26日に地元代表者から『「跡地対策に時間がかかる」という評価には納得できない。もう少し時間をかけて説明したかった』ということと、『他地区とは違いこれまでの経緯・経過を評価していただきたかった』という意見があった。評価については、まちづくりだけでなく総合的な評価の結果であった旨説明した。以上である。

委員長;委員から意見あるか。

委員;この2地区は納得したのか。

事務局；基本的には事務局の説明についてはご理解いただいたものと判断している。

副委員長；広野地区からの申し入れに、再度の評価・選定をお願いするという項目があり、この要望にどう応えるか議論する必要がある。

委員長；これまでの経過を整理すると、9月15日～12月15日まで公募、1月末までに地元総会決議を求めた。1月26日に地元ヒアリングを行ない、それらのデータにより総合的に判断するとした。3月20日付の文書については、将来絞り込んだ後に詳細調査を行なうが、作業量が非常に多くなるため早い段階で準備をしておいてもらいたいとの趣旨であり、詳細調査の結果により評価を行なうとしたものではない。評価については今迄のヒアリングや公募内容など、一項目ずつ検討を積み重ねた結果である。当初は絞込み時期を2～3月と予定していたが、4月末まで時間をかけ非常に丁寧に審議したと判断できる。よって、申し入れのあった再評価については却下と判断してはどうか。

(よろしい)

申し入れについては内容を確認したが却下と判断させていただく。

副委員長；7地区とも同質の資料で評価した結果である。再評価していただきたいとの要望に対してだが、この地区だけ地元で再検討した結果を新たに評価することにはならない。

委員長；続いて協議事項についてだが、4月25日の委員会において4地区に絞り込み、5月末に最終選定を行なうが、その方針について諮りたい。これまでの委員会の論議では「いかに早く、いかに安く」できるか、また「土地取得の確実性」や「費用」、「まちづくり」についてどのように考えるかを議論してきた。これらについて、今後どのように考えるのか、点数を付けるのか、最終的には5月20日に地元ヒアリングを行なうので、その結果を基に判断することになる。意見を聞きたい。

副委員長；これまでの議論を踏まえ、大きな項目について精査し評価するとし、その項目として<土地取得の難易度><費用><まちづくり構想><総合的評価>の4項目で評価しては如何か。これについて「配点をどうするか」「どのように評価するか」を議論しては如何か。

委員長；点数を付けるとすれば何処に重点を置くべきなのか。

委員；土地取得を重点にしなければならない。

副委員長；100点満点で、配分割合を3：3：3：1などが考えられる。

委員；土地が買えなければいくら良い構想を持っていてもどうにもならない。

副委員長；土地が買えるのかどうかをどのように評価するのかが議論になる。

委員；地権者の考え方を先に確認しなければならない。

副委員長；それは後ほど資料として出てくる。現在何処まで確認作業が進んでいるかについて、100%委任状まで確保できていれば当然満点になるが、そうでない段階の地区もある。その場合、事業に支障のない箇所であれば、それほど点数が低くなることはない。例えば、全てが50点満点であればその項目の評価は同列になるが必ずしもそうはならない。そういう意味で、土地取得について点数化するということである。

委員；いつまでも待てるのであれば良いが、今月中に決めるのであれば、土地の取得が出来るかどうかから考えるべきだ。まちづくりについては何時でも行政と話ができる。何れにしても資料があるのであれば、先に確認してから議論すれば良い。

委員長；委員の意見は《地元照会結果》を確認してから選定方針を協議しては如何かということであり、副委員長は<費用><まちづくり>についておさえておくことが必要ということである。点数の配分は《地元照会結果》を確認してから検討することで如何か。

副委員長；それは反対だ。何故ならば、特に土地取得について詳しい事情が判明すると、ほとんど問題のない地区や筆数の少ないのが当然高い点数になり、その地区を支持する方は他の地区を

低く評価することになる。そこで、傍聴者や一般市民から『公平な評価をしていない』と指摘されてはいけないうちに配点だけは決めておく方が良い。

委員；指摘があるにせよ委員会で決まったのであればそれでいい。

副委員長；筆数が多いところは、期待する100%の同意を確認できないことがあり得るので、そこをどのように評価するかが問題である。20日に地元ヒアリングを予定しているが、その時まで待てば同意が得られるのか、今の時点では分からない。

委員；地元へは、それら関係書類の提出を伝えているのか。

事務局；関係書類については5月11日までの提出をお願いしたところ、お手元の資料のとおり提出があったということである。

委員；これまでは、5月11日までに全ての条件がクリアしておかなければ、審査対象から外すという申し合わせがある。その中で20日まで等にはならない。クリアしていないものをどう評価するか等は論外である。

副委員長；クリアしているかどうか微妙である。特に相続の場合、非常に時間がかかる問題であり、連休などで地元として想定外に時間を費やしたという場合、＜論外＞として選定から外せば地元からすれば不満が溜まることになる。

委員；気持ちは分かるが、そんなことでは事業が前に進まない。委員会で合意していることだ。

副委員長；そのことについて委員会は合意はしていない。

委員長；只今の意見については、地元照会の結果を受けて改めて議論したい。選定方針についての議論をお願いする。

副委員長；選定項目について、3：3：3：1か±@くらいの配点では如何か。

委員；副委員長の考える選定項目の＜まちづくり構想＞は、以前評価したものとどのようにリンクするのか。

副委員長；前回の評価の際には、地元として何が本当に必要なのかが見えなかったが、詳細調査で判明したので、その調査結果に基づき再評価する。

委員長；どうしても必要なものは何かを記入してもらった。

委員；では、元に戻って同じように採点するということが。

副委員長；前回付けてもらった評点を改正することになる。地元としてかなり整理されており、我々も印象が変わると思う。

委員；目指すのは早期建設早期操業であり、土地の取得が早く出来なければ操業も早く出来ない。土地の取得が出来るところを選ばないといけない。地権者が多ければ確かに時間がかかる。さらに相続となればどうか。書類が整うまで待つのか。

副委員長；待つとかでなく、現時点で何点と評価するのかを議論している。論外となれば《0点》となるが、そうでなく50点満点とすれば《40点》とか《30点》とか評価が出来る。それをどう評価するかを議論している。難しいが、全体の面積割合で算出するやり方もある。

委員；土地取得の難易度についてだが、公的な土地もあれば地権者が数十名という地区もある。それらを評価項目に入れてウェイト付けをすれば良い。

委員；時間に余裕がない。まず土地の取得がどうかで、同じ評価であれば次の評価・・・というふうにしていかないといけない。

副委員長；地元へは今日までに全て揃っていなければ失格であると伝えていない。進捗状況として8割や9割などのところが有り得る。そういう意味で＜0か100か＞の議論は出来ないと思う。よって、20日の段階で『この土地は無理』となれば、100点満点で30点を付けるとなると必然的に順位が下がる。そのような評価方法で良いのではないかと思う。結論を先延ばししようとしているのではない。

委員；落選となった地区は、どのようなすばらしい理由を付けようとも不満が残る。土地取得が可能なところを100点とし、それ以外は0点にすればいい。

副委員長；確実なところを100点というのはいいが、不明なところはウェートを付けて80点にするとか、そのような評価基準が出来ないかということである。

委員長；副委員長から3：3：3：1という配分（案）があったが、＜土地取得＞は非常に重要との意見が出た。どの項目に重点を置くかどうかは後で議論するが、＜費用＞＜まちづくり＞についてもきちっと評価し総合的に判断する。ただし点数配分は若干の変動はある、ということで次の項目に進んでいいか。

（よろしい）

続いて、地元照会結果について説明をお願いします。

事務局；5月11日までに提出をお願いしていた、まちづくり構想の絞込みと、土地の詳細調査について報告する。

<まちづくり構想の詳細調査>

・ 神庭地区

「どうしても譲れないもの」として

公会堂程度の管理棟、緑地公園・駐車場と、周辺道路・歩道整備としている。
道路・歩道とは町内の通学路という意味合いである。

「できれば実現したいもの」として

公民館程度の管理棟、ゲートボール等の軽スポーツ施設としている。

「特にこだわらないもの」 なし

・ 為本ほか地区

「どうしても譲れないもの」として

温水プール・グランドゴルフ場・休養施設としている。

温水プールとは、健康維持・リハビリ用の歩行用小規模プールで、休養施設は最小限の付属施設とのことである。

「できれば実現したいもの」 なし

「特にこだわらないもの」 なし

・ 安井地区

「どうしても譲れないもの」として

緑地主体の健康づくり施設としている。

「できれば実現したいもの」として

余熱の再利用として、足湯・杜仲茶の育成・促成野菜生産としている。

「特にこだわらないもの」 なし

・ 領家地区

「どうしても譲れないもの」として

植樹を施した散歩のできる公園、グランドゴルフのできる芝生広場としている。

「できれば実現したいもの」として

余熱を利用した特産品の栽培としている。

「特にこだわらないもの」として

隣接する工業団地も含めた見学ルートの設定としている。

以上。

委員長；委員から意見あるか。

副委員長；前回のまちづくり構想の評価項目に費用面があったが、そこが影響すると思う。

委員長；例えば「どうしても譲れないもの」について費用算定が可能か。

事務局；ここに出ているのはアバウトな形の内容であり、最終的な金額までの判断は無理と考えるが、感覚的に費用が必要とかそうでないとかのアバウトな判断にならざるを得ないのではないかと、事務局としては考えている。

委員；この「どうしても譲れないもの」という表現は如何なものか。

事務局；最優先課題ということで「どうしても譲れないもの」と表記としたもので、地元にとって一番大切なものという意味である。

委員長；皆さんには、地元が考えるまちづくりをどのように評価するか、また、それに関する費用については感覚的に捉えてほしいとの説明があったが、費用をどのように判断するかを考えてもらいたい。

副委員長；何れの地区も物取りの発想がない。前回、費用がかかりそうと評価したところの点数が変わりそうだ。不明なのが、神庭地区の場合、産廃施設の撤去が条件であったが<まちづくり構想の詳細調査>ではそれが明確になっていない。

事務局；隣接の産廃施設を移転していただく中で、施設ゾーン・緑地・健康づくりゾーン・道路等の整備を思っていると考えられる。

副委員長；健康づくりゾーンの場合と特定していると考えればいいのか。

事務局；具体的には、20日のヒアリングで聞いていただければいいが、面積だけでなく山や谷など地形等もあることから、配置の可能性はあると考えられる。

委員；神庭地区は屋根付の最終処分場が必要としていたのではなかったか。

事務局；以前、この地区でゴミ処理センター建設にとりくんだ時に、浄水場取水口の上であるという中で、現在の技術水準等を考えた時に、より安心していただく施設づくりということで、いろんな方の意見を聞き、私どもの方から提案させていただいたというものである。

委員長；20日のヒアリングで聞きたいことがあれば聞いてもらいたい。続いて、土地取得関係について資料説明をお願いします。

事務局；先ず前段として、基本調査を実施した。各地区から提出のあった土地権利関係一覧表について、5月に再度4地区について土地登記簿により異動の確認をしたが、異動等はなかった。続いて、土地の詳細調査について説明する。

・ 神庭地区

申請地内の共有関係土地および相続関係土地については資料のとおりで、同意の確認ができています。

委員；墓地はどうなるのか。

事務局；移転していただくことになると考えている。

・ 為本ほか地区

申請のあった施設用地について、資料のとおり共有関係土地について相続が発生している。進入路の土地権利関係については資料のとおりで、交渉中の土地、共有関係土地、相続関係調査中の土地、筆界未定の土地がある。なお、現在同意のいただけていない土地等については鋭意交渉する旨の趣意書きがあり、詳細については20日のヒアリングで説明したいとの意向があった。

副委員長；施設用地について、共有関係土地が取得できない場合、施設整備に影響があるか。

事務局；施設配置等については適地決定後協議する予定である。

副委員長；筆界未定地はどのように整理するのか。

事務局；筆界の確定は当該土地及び隣接地の同意が必要である。また、相続が発生しており調査中ということである。

・ 安井地区

申請地内の共有関係土地については多くが部落有地であり、相続が発生している土地や部落有地ではない共有土地もあるが、相続人等の調査が完了していないということである。なお、相続が発生している土地等については整理する旨の確約書が提出されており、詳細については20日のヒアリングで説明したいとの意向があった。

副委員長；進入路として考えられる位置に相続関係の土地があるようだが整理が必要ではないか。

事務局；相続関係、共有関係について同意を確認していただくようお願いしている。

委員；部落有地は個人の所有ではなく、部落で登記できないので共有地として登記したものである。

・ 領家地区

所有者は1人であり、共有・相続等はない。なお、資料のとおり価格についても土地所有者から承諾書が提出されている。

以上である。

委員長；土地の詳細調査についての説明であった。地元としては5月20日のヒアリングでの説明を考えているようである。書類等が揃っていない地区があったが、連休などで時間的に余裕が無かったということなのか。

事務局；地区により事情は異なると思うが、時間的余裕が無かったという地区もあると考えられる。

詳細については5月20日のヒアリングで確認していただければと思う。

委員；今日で結論を出さなくても、20日のヒアリング後の委員会で議論すればいい。問題点は浮

き彫りになったと思う。

委員長；ハッキリしているのは委員会として今月中に結論を出すということと、地元としても5月20日のヒアリングで説明したいとの意向があるということである。改めて評価するにしても土地取得を重点にしなければならないことと、登記の困難性をどのように評価するのか考える必要がある。

副委員長；評価配分について決めておけばいい。

委員；20日までに全ての地権者の同意を得るように指示しているのか。

事務局；基本的には委員会の意向として5月11日までに提出をお願いしたいとの通知は送付している。地元としても5月中の選定については十分意識されており、5月20日までに間に合うよう努力はされると思う。ただ、今の時点で5月20日に必ず提出があると、事務局としては申し上げられない。

委員；しかし、5月11日の提出期限が過ぎ、20日になっても地権者の意向が確認できないのであれば【×】にしなければ仕方がない。

事務局；そのことについては地元も十分意識されたことから、土地についての確約書等を提出されたのではないかと考えられる。

委員；自分としては、5月20日に全ての書類が揃っていなければダメだと思う。

委員長；スケジュールとしては、5月20日にヒアリングを行いその時に議論し、5月30日に最終決定することから、20日の状況で判断せざるを得ないと思う。

副委員長；そこが争点で、先程の委員の意見は<0>か<100>かの評価にすべきということだが、私の意見は50点満点とするならばその中で点数を付けるという趣旨である。そのことについて議論してほしい。20日の時点で失格にするのかしないのか。

委員；どういう形にしる、今日、ある程度点数化しそれを基本にして20日に聞き取りをするということか。

副委員長；そういう考えである。

委員長；考え方の異なる意見が2つ出された。1つは副委員長案の<土地取得><費用><まちづくり>について、バランスはあるにしても点数を入れるべきであると、1つは<土地取得>で同意の確認が出来なければ失格にすべきであると、この2つ意見が出た。基本的にこの委員会は科学的総合的な観点から評価することを原則としているので、点数配分は別にして副委員長案を基本に考えるようになるかと思う。

委員；操業が1日遅れるごとに何百万かの費用がかかる。

副委員長；私たちとしては、5月末までに4候補地についてきちんと評価して、更に絞るのか順位付けをするのか、どういう方法で決定するかは議論して決めるが、とにかく土地について、ある評価をしようとしているのであり、その評価をすることで時間が遅れることはない。何故ならば、決まった後で行政の方が候補地と話をするのだが、それもかなり時間がかかる。地元で反対の方が多く居られたらそれは無理であるが、今の状況を聞くと大半の方が同意の意向であるが、特に相続の関係で確認し切れていないという状況であるため、土地が買えないために時間が遅れることはないものと想定している。そこが見解の相違と思う。

委員；随所で土地の取得について話が出ているが、以前、副市長さんから『土地が決まれば全力を尽くす』との話があった。また、環境アセスにある程度の調査期間が必要との話もあった。土地については1人の反対者があれば取得できないことになるが、地域ごとに状況は違うと思うがヒアリングの中で聞けばいい。我々が今の段階で土地の取得が出来ないを判断できるのかどうか。土地開発について、相続があれば止めようかとなれば、まちづくりは出来ないと感じている。

副市長；私の思いだが、津山ブロックにとって大変重い大きな課題に一生懸命取り組んでいただいていることに感謝する。あくまでこの委員会は津山ブロックにとって最も重要なクリーンセンター、住民生活に最も身近なものをどう早期に立ち上げるかということ、総合的科学的に分析をしながら、どういった条件をクリアしながら取り組んで行くかということで、いろんな提案をいただいていると思う。永礼市長の12年、中尾市長の10年9ヶ月、この間にこの問題が整理できなかったということで、1土地の取得がどうかということだけを捉えて云々ということだけでなく、あくまで総合的科学的に分析してもらおうというたてりを大事にさせていただいて、是非取り組んでいただきたいという思いがある。従って、今日、土地の取得が困難で反対という意見があったとしても、明日にはもしかすれば理解いただけるかもしれない。それはひとつの市民同意の問題であり、この適地選定委員会で決めていただいたところは、全力で取り組むという姿勢には変わらないので、あくまで総合的科学的に分析していただいて適地の決定をお願いしたいとの思いがあるので、よろしく願いしたい。

委員長；ありがとうございました。

総合的科学的に考えるということ、適地が決まれば事務局としても全力を尽くすということであり、基本的には総合的に判断できる仕組みとして、そのひとつが<土地の取得><費用><まちづくり>についてヒアリング等を参考にしながら評価する、という方針について確認させていただきたい。なお、点数の配分について<土地の取得>が重要との意見がかなり強いので、3:3:3よりは少しウェイトを大きくするというので、総合的に判断するという方針で如何か。

(よろしい)

それではそういう形で決めさせていただく。

なお、<土地の取得>についてだが、5月20日のヒアリングを聞いてから判断するというのでいいか。

(はい)

予定としては、5月20日を経て30日に決めることになるが、その前に<費用>について、どのような形で出るのか。

事務局；選定方針の中で、<土地取得の確実性>と併せて<費用>という話があった。20日のヒアリング後に最終的な選定をしていただくようになると考えており、その時点では今迄総合的な評価でお配りした資料に基づいて、<費用>という形でまとめたものをお示しできるように対応したい。

委員長；<費用>については、20日の段階で出していただき、それを含めて議論する。

委員；そうであれば、今日、点数配分を決めては如何か。そうしておけばヒアリングも聞き易い。

私としては、三項目で評価すればいいと思う。

委員長；休憩としたい。

(休憩)

(再開)

委員長；選定方針について意見あるか。

委員長案だが、<土地の取得>40点、<費用>30点、<まちづくり><その他>30点とし、土地取得が難しいと思えば0点と判断すればいいと考えた。4:3:3で如何か。

(よろしい)

では、これを基本にヒアリングを聞き、その後議論して判断したい。

続いて、ヒアリング方針について説明をお願いする。

事務局；ヒアリングについての地元への案内は資料のとおりである。当日の日程だが1地区のヒアリングを40分程度と考えている。午後についても審議をお願いしたい。

委員長；ヒアリング事項として、地元から『追加的に説明したいこと』を加えていただきたい。また、『候補地決定以降、当局に望むこと』とあるのを、現時点で聞きたいことを含める意味で『委員会及び当局に望むこと』としてもらいたい。

副委員長；『候補地決定以降』については、適地が決まった後に予定地の方は不安を持たれるのであり、それに対する支援体制という意味でその語句を入れていただいたので、明示してもらいたい。

委員；公募であるが、場所が決まってしまうば『迷惑施設』ということで空気が変わると思う。そこに『当局に望むこと』などを聞いたならば、あれもこれもと求めてくる。決まった以上は、<まちづくり構想>に記されている内容について相談しながら判断するという気持ちで進めるべきだ。

副委員長；しかし、矛盾を含みながら応募されているので、その気持ちを斟酌して、決定後も住民の方が不安に思われることについては聞いた上で行動するということは必要である。そういう意味で地元の意見を聞きたい。心配されている<過大な要望>については『できない』とはっきり言えばいい。

委員；不安なことは説明してあげればいい。

事務局；ヒアリング事項の確認だが、

- (1) 5月11日までに提出していただいた書類について確認したい点
- (2) 地元として追加で説明したいこと
- (3) 地元として今後不安に感じていること
- (4) その他

以上の内容で如何か。

(よろしい)

委員長；20日についてはヒアリング後に委員会を行い、最終的に30日に決定したい。他に意見あるか。

委員；ヒアリングについてだが、筆数が多い地区が全ての状況を説明出来るのかが心配だ。その場で『大丈夫でしょう』などの返事は許されないと思う。その辺りについて十分調査してもらおう、指示していただきたい。

委員長；評価の問題として、皆さんの評価をどのように集約するか、議論しながら集約できるのか、個々の点数を集計するのか、そのことについて皆さんも考えてもらいたい。何れにしても住民や委員が理解できるような形にすることが目的であり、公明正大にやりたい。

以上で終了とする。

事務局；ありがとうございました。

以上(15:50終了)